

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和4年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 中居 哲弥		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113			
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700			
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/			
資(基)本金等	10,200,000円	うち県の出資等 ・割合	3,300,000円	32.4%		
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	6,829千円	平均年齢	66.0才	※令和3年度実績	
常勤職員の状況	合計	10名	うち県派遣	5名	うち県OB	0名
	平均年収	5,322千円	平均年齢	44.8才	※令和3年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

民間による管理型最終処分場の設置は地域住民の理解や協力が得られない場合が多いため、公共の信用力に基づく整備が必要です。また、現在、管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の県内シェアは9割強を占め、民間による代替施設がない状況です。なお、本法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣から廃棄物の処理を適正かつ確実に行うことができる者として「廃棄物処理センター」に指定されていますが、その事業主体は、廃棄物の適正処理等の確保に資することを目的として設立された地方公共団体出資等法人とされています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の処理は排出者責任を原則とし、随時搬入される多種多様な産業廃棄物をその性状に応じて適正に処分するため、専門的知識を有する職員を育成・配置しながら社会的要請、経済動向で変化する処理需要に機動的かつ適切に対応するとともに、施設の安定した維持管理を講じていく必要がありますが、県直営ではこのような経営が困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	—
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準超過0日	基準超過0日	基準超過0日	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令や作業標準書に基づいて廃棄物を適正に処理するため職員研修や特定従事者訓練をそれぞれ年1回以上行う。 処理施設の日常点検(監視、計測、測定)のほか特別点検を年2回実施し不具合箇所の早期発見・補修を行う。 搬入廃棄物の抜取検査(年12検体)及び排水等の環境測定(毎月)を行う。 例年、最終処分場周辺の3地区の自治会を対象とした意見交換会を開催(R3年度は書面による情報提供)しており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、意見交換会を開催する。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の改正や受入廃棄物の変化に伴い、職員研修や特定従業者訓練が必須となるが、適切な情報収集や研修等の時間の確保が課題となっている。 いわてクリーンセンターは、埋立開始から20年以上を経過し、施設の老朽化や設備の故障等の不具合の発生が課題となっている。 埋め立てる廃棄物は、石膏ボードが多くを占めているため、覆土や散水等の対応が課題となっている。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、R3年度の意見交換会の開催を見送ったが、これに伴い、地域住民との環境コミュニケーションが十分にできないことが課題となっている。 				
2	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	—
	自県内処理推進への貢献 (管理型産業廃棄物の受入)	① 40,000トン/年間	45,830トン	40,000トン/年間	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共関与による産業廃棄物の適正処理に関する県内排出事業者への信頼性を確保し、新規の受入を増加させるため、いわてクリーンセンターの現地確認を実施し、廃棄物処理状況の説明を行う。また、新規の廃棄物処理の申込に当たっては概ね1週間以内の契約処理を行うとともに、ファックス、メール等による搬入予約によりスムーズな廃棄物受入を実施する。 従来から廃棄物の受け入れを行っている排出事業者に対し、受託条件等についてホームページや通知文書の発送による最新情報の提供を実施し、受入量の増加につなげる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 受入実績は、過去2年間【令和元年度(47,139トン)、令和2年度(47,074トン)】の実績と同様、目標値を約5千トン、上回っており、順調に推移しているものの、リサイクルの推進に伴う今後の廃棄物受入量の減少に備え、県内の排出事業者に対するいわてクリーンセンターの取組を県内事業者に浸透させるとともに、更なる排出事業者の確保が課題となっている。 				
3	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	—
	いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備 (建設工事に向けた作業の推進)	① いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	100%	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 次期最終処分場整備事業に要する経費を確保するため、県と連携し、国庫交付金の確保に取り組む。 次期最終処分場用地の土地造成や地盤改良工事、防災調整池の築造、地下水集水管工事、雨水集水管工事を実施する。 浸出水処理施設建設工事に係る実施設計及び地盤調査を実施する。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在稼働中のいわてクリーンセンターの埋立終了時期が令和6年度内となっているため、次期最終処分場への円滑な移行が必須となっている。令和6年10月の竣工に向け建設工事を進めているが、熱海市で発生した土砂災害に伴う行政指導強化の影響のため、行政庁協議に相当の時間を要し、工事に遅れが生じており、工事の進捗管理が課題となっている。 				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	—
	長期借入金残高の縮減 (次期処分場整備分を除く)	① 残高率 0%	残高率 0%	—	
取組内容	特になし				
課題	特になし				
2	経営改善目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	—
	適切な資金管理 (維持管理積立金の積立)	① 積立率 88%	積立率88%	積立率100%	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、維持管理積立金2.5億円を予算計上するとともに2月末に納付できるよう各月の資金管理を行うことにより埋立期間内に維持管理積立金(約22.6億円)を積み立てる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の埋立終了後に必要となる維持管理費用を、あらかじめ(独)環境再生保全機構に預託することが義務づけられており、令和3年度までに約20.1億円、令和4年度までに約22.6億円を積み立てる計画としている。 いわてクリーンセンターの処分料収入を適切に確保し、次期最終処分場整備事業に係る収入(国交付金・県補助金・県貸付金)と支出(工事費の支払い)に係るキャッシュフローの適正化を図りながら、維持管理積立金を適切に確保することが課題となっている。 				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	5	3	2		7	3	4		8	4	4	
	小計	7	4	3		9	4	5		10	5	5	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	6			6	8			8	8			8
	小計	6			6	8			8	8			8
計		13	4	3	6	17	4	5	8	18	5	5	8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和2年度 人

令和3年度 人

令和4年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	1
	プロパー				1			1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職			4	1	2	1	8
	プロパー			2	1		1	4
	県派遣			2		2		4
	県OB							
	その他							
計				4	2	3	1	10

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る人員確保のため新規職員の採用活動を行う。

〔県の関与の状況について〕
次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から5名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕
30歳台から60歳台にかけて均等に配置されている。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
資産	7,205,683	8,189,229	8,886,088	696,859	
流動資産	1,917,861	2,578,713	1,887,863	▲ 690,850	
うち現預金	1,778,134	2,402,227	1,328,978	▲ 1,073,249	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	5,287,822	5,610,516	6,998,225	1,387,709	
基本財産	10,200	10,200	10,200	0	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
特定資産	2,536,389	2,576,231	2,611,788	35,557	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	2,741,233	3,024,085	4,376,237	1,352,152	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	3,085,054	3,958,970	4,329,973	371,003	
流動負債	311,498	403,932	480,106	76,174	
うち有利子負債	154,400	136,800	0	▲ 136,800	
固定負債	2,773,556	3,555,038	3,849,867	294,829	
うち有利子負債	939,008	1,477,093	1,477,093	0	
正味財産	4,120,629	4,230,259	4,556,115	325,856	
指定正味財産	478,187	564,052	850,320	286,268	
一般正味財産	3,642,442	3,666,207	3,705,795	39,588	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
経常収益	1,157,509	1,129,248	1,096,090	▲ 33,158	
経常費用	993,168	1,147,571	1,097,437	▲ 50,134	
事業費	982,480	1,137,879	1,088,634	▲ 49,245	
うち人件費	50,652	67,981	68,095	114	
うち支払利息	9,490	7,233	7,078	▲ 155	
管理費	10,688	9,692	8,803	▲ 889	
うち人件費	7,427	6,938	6,069	▲ 869	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	164,341	▲ 18,323	▲ 1,347	16,976	
経常外収益	2,465	7,768	6,366	▲ 1,402	
経常外費用	233	393	2,195	1,802	
当期経常外増減額	2,232	7,375	4,171	▲ 3,204	
法人税、住民税及び事業税	22,260	▲ 34,713	▲ 36,764	▲ 2,051	
当期一般正味財産増減額	144,313	23,765	39,588	15,823	
当期指定正味財産増減額	▲ 102,979	85,865	286,268	200,403	
正味財産期末残高	4,120,629	4,230,259	4,556,115	325,856	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	内容
長期貸付金残高	1,103,094	1,785,329	1,829,386	44,057	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	291,200	136,800	0	▲ 136,800	第Ⅱ期最終処分場整備費
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	177,437	31,837	▲ 145,600	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
自己資本比率(%)	57.2	51.7	51.3	▲ 0.4	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	615.7	638.4	393.2	▲ 245.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	15.2	19.7	16.6	▲ 3.1	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	1.1	0.8	0.8	0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	5.8	6.5	6.8	0.3	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	116.8	99.0	100.3	1.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	4.0	▲ 0.4	0.0	0.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
財務評価	A	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 次期最終処分場整備に係る借入金が増により、負債が増加している。
 維持管理積立金の積立等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。

【県の財政的関与について】
 次期最終処分場整備費用に係る資金貸付及び補助金の交付を受けている。

【財務指標・財務評価について】
 次期産業廃棄物最終処分場整備に係る支出により現預金が減少し、流動比率の低下となった。
 事業費の減少により独立採算度及び総資本当期経常増減率は上昇している。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献しているものである。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としているが、民間の管理型最終処分場だけでは不足するため、公共関与施設により補完している現状である。また、産業廃棄物処理に対する県民の信頼醸成と適正処理の一層の推進を図るため、公共関与による施設整備が必要になっている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。
所管部局	中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のため職員派遣を行っている。また、派遣職員の人件費は、県の施策である循環型社会の推進に係る業務に従事しており、派遣法第6条第2項に該当するものとして県が支給することとしている。財政的関与について、次期処分場の整備は、県の施策である循環型社会の形成に不可欠であり、公益上の必要性の高い事業であることから関係部局と調整の上、貸付を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていると認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	<p>現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。</p> <p>この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。</p>
所管部局1	<p>今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。</p>
所管部局2	<p>法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。</p>

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 適切な廃棄物処理を推進するため、廃棄物受入れ量が減少傾向にある中においても収支の均衡を図りつつ、長期借入金の高縮減と公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、計画的に実行する必要があります。	取組中	長期借入金は、安定的な事業収入のもと、計画どおりの償還を進めており、令和3年度で償還が終了する。公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備については、R3.3.12に土木施設建設工事の契約を締結し、令和3年度当初からの本格的な工事（伐木、土工、仮設調整池の整備）に向け、着実に進捗している。	R6.10
所管部局	1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の着実な整備に向けて、引き続き、法人の資金収支に留意して適切な指導監督を行いつつ、職員派遣等の必要な支援を行う必要があります。	取組中	公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備を、令和3年度以降も進めていく必要があることから、5名の職員を引き続き派遣し、支援体制を継続していく。	R6.10

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・事業目標として設定している「廃棄物の適正処理（埋立基準・排水基準の遵守）」及び「自県内処理推進への貢献（管理型産業廃棄物の受入）」について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容は、法人が行っている事業の概要の説明に終始しており、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄に記載する必要があります。	取組中	事業目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改める。	R5.3
法人	2 ・経営改善目標についても、上記と同様、評価対象年度に法人が目標達成のために取り組んだ実績が具体的に確認できるような記載内容とする必要があります。	取組中	経営改善目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改める。	R5.3
所管部局	1 ・法人では、令和6年度までの竣工に向けて、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の整備を推進しています。これに関して、事業目標として設定している「いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備（建設工事に向けた作業の推進）」についてですが、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、計画期間における毎年度の目標進捗率を目標値として設定する等、目標値設定の改善を行う必要があります。	取組中	中期経営計画策定の際に改善を行うよう法人と検討していく。	R5.3
所管部局	2 ・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。	R6.10